

「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

令和5年10月1日時点

自治体名
倉吉市

(注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	市営住宅の入居申請ができる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	建築住宅課 0858-22-8140	
2	住民票同一世帯のパートナーは、住民票の写しの請求が同一世帯員とできる。また、続柄を「妻(未届)」「夫(未届)」とできる。	②写しを提出	市民課 0858-22-8155	
3	埋火葬の許可申請ができる	③不要	市民課 0858-22-8155	
4	国民健康保険制度の各種手続きができる。	③不要	保険年金課 0858-22-8124	・住民票同一世帯のパートナーは、委任状の省略可。ただし、相続に関するものを除く。
5	後期高齢者医療制度の各種手続きができる。	③不要	保険年金課 0858-22-8124	・住民票同一世帯のパートナーは、委任状の省略可。ただし、相続に関するものを除く。
6	移住定住者住宅取得支援補助金を受給することができる。	③不要	しごと定住促進課 0858-27-0501	
7	生活保護の申請をすることができる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	福祉課 0858-22-8199	
8	生活困窮者自立支援事業の申請をすることができる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	福祉課 0858-22-8118	
9	故人についての情報に関し、保有個人情報の開示請求が利用できる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	総務課 0858-22-8112	
10	身体障がい者などに対する軽自動車税の減免の申請をすることができる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	税務課 0858-22-8115	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
11	日常生活用具給付の申請をすることができる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	福祉課 0858-22-8118	
12	障がい児・者住宅改良助成の補助金の申請をすることができる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	福祉課 0858-22-8118	
13	日常生活支援(家族介護用品支給など)の申請をすることができる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	長寿社会課 0858-22-7851	
14	緊急通報装置の支給申請をすることができる。	③不要	長寿社会課 0858-22-7851	
15	要介護認定の申請をすることができる。	③不要	長寿社会課 0858-22-7851	
16	介護保険負担限度額認定等の申請をすることができる。	③不要	長寿社会課 0858-22-7851	
17	高齢者等住宅改修費補助の申請をすることができる。	③不要	長寿社会課 0858-22-7851	